

○東北大学附属図書館本館利用規則

昭和62年2月20日

制定

改正 平成 2年 7月20日
平成 4年 3月20日
平成 5年 6月 4日
平成 8年 2月15日
平成 9年 2月19日
平成13年 2月 9日
平成13年12月 5日
平成15年 4月 1日
平成15年12月25日
平成16年 4月 1日
平成21年 3月19日
平成21年 7月29日
平成22年 6月11日
平成23年 3月10日
平成29年 3月23日
令和 5年 3月13日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、東北大学附属図書館規程（昭和29年11月16日制定）第21条の規定に基づき、東北大学附属図書館本館（以下「本館」という。）の利用について必要な事項を定める。

(利用者の範囲)

第2条 本館を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 東北大学（以下「本学」という。）の学生（研究生、科目等履修生等を含む。）
- (2) 本学の役員及び職員
- (3) 本学の名誉教授
- (4) 本学の研究員及び研修員
- (5) 図書館の利用を申し出た学外者

(利用)

第3条 前条第1号から第3号に掲げる者は、利用証（東北大学が発行する学生証又は身分証明書を含む。）の交付を受けるものとする。

2 前条第4号及び第5号に掲げる者のうち、長期間にわたる継続利用を希望する者又は図書館資料（以下「図書」という。）の貸出を受けようとする者は、所定の手続きを経て利用証の交付を受けるものとする。

- 3 利用証を紛失したときは、直ちに附属図書館長（以下「館長」という。）に届け出なければならない。
- 4 利用証は、貸与し、又は譲渡してはならない。
- 5 有効期限の過ぎた利用証は、直ちに返還しなければならない。

（開館時間）

第4条 開館時間は、次のとおりとする。

開館日	開館時間
平日	午前8時から午後10時まで
土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日	午前10時から午後10時まで

- 2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは開館時間を変更することができる。

（休館日）

第5条 休館日は、次のとおりとする。

- （1） 年末年始
- （2） その他館長が必要と認めた日

第2章 館内利用

（館内閲覧）

第6条 利用者は、図書を所定の場所で利用するものとする。なお、閲覧場所の利用時間については、別に定める。

- 2 次の各号に掲げる場合は、閲覧を制限することができる。

- （1） 図書に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第5条第1号及び第2号に掲げる情報が記録されていると認められる場合における当該情報が記録されている部分
- （2） 図書の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）第2条第7項第4号に規定する法人その他の団体又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合における当該期間が経過するまでの間
- （3） 図書の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合又は図書が現に使用されている場合

（閲覧手続）

第7条 閉架図書の閲覧を希望する者は、所定の手続により係員に申し込むものとする。

- 2 閉架図書のうち同時に閲覧できる冊数は10冊を超えることができない。

（館内施設の利用）

第8条 研究個室等館内施設の利用を希望する者は、所定の手続により館長の許可を得るものとする。

第3章 館外貸出

(館外貸出を受けることのできる者)

第9条 図書の館外貸出(以下「貸出」という。)を受けることのできる者は、第2条に掲げるものとする。

(貸出をしない図書)

第10条 次の各号に掲げる図書は貸出を行わない。

(1) 貴重図書、準貴重図書及び古典資料(以下「貴重図書等」という。)

(2) 参考図書

(3) 未製本の逐次刊行物

(4) 視聴覚資料(一部を除く)

(5) 館長が貸出を不適当と認めた図書

2 前項の規定にかかわらず、館長が特に必要を認めて許可した図書については期間を定めて貸出をすることがある。

(貸出の区分、冊数、期間等)

第11条 貸出の区分、冊数、期間等は別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは貸出の冊数、期間を変更することができる。

(貸出の手続)

第12条 図書の貸出を受けようとする者は、所定の手続により係員に申込みものとする。

(貸出の予約)

第13条 貸出、製本中その他の事由により貸出を受けられない図書については、貸出を予約することができる。

(転貸の禁止)

第14条 貸出を受けた図書を他に転貸してはならない。

(貸出期間の更新)

第15条 貸出期間終了後も引き続き貸出を希望する場合は、他に予約者のない限り所定の手続により更新することができる。ただし、その回数は別表のとおりとする。

(貸出図書の返却)

第16条 貸出を受けた者は、貸出図書を期間内に必ず返却しなければならない。

2 貸出を受ける資格を失った者は直ちに貸出図書を返却しなければならない。

3 館長が必要と認めた場合は、貸出期間中であつても図書の返却を求めることがある。

(貸出図書の返却を延滞している者への貸出停止)

第17条 貸出図書の返却を延滞している者は、貸出冊数が限度内であつても、新たな貸出を受けることができない。

2 前項の規定にかかわらず、館長が考慮すべき理由があると認めた場合には、貸出を受けられない期間を変更することがある。

(図書の特別長期利用)

第18条 部局、学科、講座、研究部門等(以下「部局等」という。)は、当該部局等における共

同利用のため必要な図書を所定の手続きにより特別長期にわたって利用することができる。本学の教授・准教授・講師（常時勤務する者に限る。）・助教・助手（以下「教員」という。）は、教育、研究上長期に継続して必要とする図書に限り、同様の手続きにより特別長期にわたって利用することができる。

2 前項の特別長期にわたって利用することのできる図書は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 当該部局等又は教員の運営費交付金で購入したもの
- (2) 当該部局等又は教員の科学研究費補助金等で購入したもの
- (3) 当該部局等が寄贈を受けたもの
- (4) 館長が適当と認めたもの

3 特別長期利用中の図書について他の利用者から利用の希望があつた場合においては、これに応じるものとする。

4 その他、特別長期利用については別に定める。

第4章 入庫閲覧

(入庫閲覧のできる者)

第19条 書庫内において図書を閲覧できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の大学院学生（科目等履修生を除く。）
- (2) 第2条第2号から第4号までに掲げる者
- (3) 館長が許可した者

(入庫閲覧手続)

第20条 入庫閲覧を希望する者は、所定の手続きにより係員に申し込むものとする。詳細については別に定める。

(入庫閲覧時間)

第21条 入庫閲覧のできる時間は、開館から閉館30分前までとする。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは入庫閲覧時間を変更することができる。

第5章 文献複写

(複写依頼)

第22条 教育、研究のため本館所蔵図書の複写を希望する者は、複写を依頼することができる。

2 複写料金その他必要な事項は、別に定める。

第6章 参考調査

(参考調査)

第23条 利用者は、次の各号に掲げる事項について、調査を依頼できる。

- (1) 文献の書誌・所在情報に関する調査
- (2) 特定の事項に関する調査又は参考文献の紹介
- (3) 本学及び本学以外の図書館並びにこれに類する施設の利用に関する情報の提供

2 前項の規定にかかわらず、特に経費又は時間を要し、業務に支障を及ぼすおそれのある調査及び館長が回答することを不適当と認めたものについては、参考調査の依頼には応じないものとする。

第7章 相互利用

(他部局等所在図書の利用)

第24条 第2条第1号から第4号までに掲げる者は、自己の所属する部局以外の学内部局及び学外他機関に所在する図書の利用について所定の手続きにより依頼することができる。

(学外図書館等への貸出)

第25条 次の各号に掲げる場合で、館長が必要と認めたときは、支障のない範囲内で所定の手続きにより、現物の貸出を行う。

(1) 他大学等の図書館から依頼があったとき

(2) 公的機関等から文化的な展示会等の開催に必要な資料の依頼があったとき

2 現物貸出に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 雑則

(貴重図書等の利用)

第26条 貴重図書等の利用を希望する者は、所定の手続きにより、館長の許可を得るものとする。

(影印、翻刻、復刻による出版)

第27条 本館所蔵図書の影印、翻刻、復刻による出版を希望する者は、所定の手続きにより、館長の許可を得るものとする。

(弁償)

第28条 利用者は、図書を損傷、紛失したとき又は機器その他の設備を毀損したときは速やかに館長に届け出なければならない。また、特に宥恕すべき理由がない限り、同一の図書又は相当額を弁償しなければならない。

(規律)

第29条 利用者は館内において利用上の注意事項を遵守するとともに、係員の指示に従わなければならない。

(利用停止)

第30条 本館の利用規則に違反した者については、本館の利用を停止することがある。

(目録及び規則の公示)

第31条 図書を利用者の閲覧に供するため、図書の目録及びこの規則を常時閲覧室内に備え付けるものとする。

(個人情報漏えいの防止のための措置)

第32条 図書に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には当該個人情報漏えいの防止のため、以下の措置を講ずる。

(1) 書庫の施錠その他の物理的な接触の制限

(2) 当該資料に記録されている個人情報に対する不正アクセス（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第3条第2項に規定する不正アクセスをいう。）を防止するために必要な措置

(3) 本館の職員に対する教育・研修の実施

(4) その他必要な措置

(その他)

第33条 本規則の施行に必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

2 東北大学附属図書館本館利用規則（昭和49年3月6日制定）は、廃止する。

3 第11条に定める貸出の冊数、期間はこの規則の施行後の貸出図書について適用する。

附 則（平成2年7月20日改正）

この規則は、平成2年7月20日から施行する。

附 則（平成4年3月20日改正）

この規則は、平成4年3月20日から施行する。

附 則（平成5年6月4日改正）

この規則は、平成5年6月4日から施行する。

附 則（平成8年2月15日改正）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年2月19日改正）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成13年2月9日改正）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月5日改正）

この規則は、平成13年12月5日から施行する。

附 則（平成15年4月1日改正）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年12月25日改正）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日改正）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月19日改正）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年7月29日改正）

この規則は、平成21年7月29日から施行する。

附 則（平成22年6月11日改正）

この規則は、平成22年6月11日から施行する。

附 則（平成23年3月10日改正）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月23日改正）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月13日改正）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第11条第1項、第15条関係）

貸出の区分、冊数、期間等

貸出区分 利用者区分	開架図書貸出			閉架図書貸出			大型コレクション等貸出			国際資料・経済統計等貸出			逐次刊行物貸出		
	冊数	期間	更新	冊数	期間	更新	冊数	期間	更新	冊数	期間	更新	冊数	期間	更新
学部学生 科目等履修生 単位互換学生 職員（教員を除く）	10冊	3週間	1回	25冊	6週間	2回	—			2冊	1週間	1回	5冊	1週間	0回
大学院学生（科目等履修生を除く） 研究員・研修員等	10冊	3週間	1回	50冊	6週間	5回	5冊	6週間	1回	5冊	1週間	1回	5冊	1週間	0回
教員・役員	10冊	3週間	1回	10冊	6週間	5回	20冊	6週間	1回	20冊	1週間	1回	10冊	1週間	0回
名誉教授	10冊	3週間	1回	50冊	6週間	5回	5冊	6週間	1回	5冊	1週間	1回	5冊	1週間	0回
貸出を申し出た学外者	別に定める			別に定める			—			—			—		
対象図書	開架図書のうち※第10条に定める図書及び国際資料・経済統計等を除く			閉架図書のうち第10条に定める図書及び大型コレクション等を除く			上記及びその他館長が指定したものを含む			上記及びその他館長が指定したものを含む			本館2号館配架の逐次刊行物		

※第10条：貸出をしない図書（貴重図書、準貴重図書、古典資料、参考図書、一部を除く視聴覚資料、館長が不適当と認めた図書）